提 言

食料自給率の向上と
地域の実情に即した農林水産政策の再構築

― 国と町村が共に創る農林水産政策 ―

付・町村部の食料自給率について



令和８年 11 月

全　国　町　村　会

はじめに

1. 食料安全保障の重要性と農林水産業が直面する危機

我が国の食料安全保障を確立するためには、国内の農林水産業の生産基盤を維持・強化し、食料自給率の向上を図るとともに、その基層にある農山漁村の持続可能性を確保しなければならない。

世界的な人口増加や気候変動、国際情勢の不安定化等により、食料や生産資材の安定的な輸入に対するリスクが高まる中、可能な限り国内で食料を生産し、国民へ安定的に供給できる体制を構築することは、我が国の安全保障上の重要な課題である。

しかし、我が国の農林水産業は今、重大な岐路に立たされている。農林漁業者の高齢化や担い手不足が進行する中、生産資材価格の高騰や調達の不安定さ、農林水産物の価格と生産者の収入の大きな変化、気候変動による生産環境の悪化等が経営を圧迫し、将来にわたり生産を継続できるのか、次世代の担い手を確保できるのかという根本的な課題に直面している。

農業においては、米価の大幅な変動に象徴されるように、農業者が今後の経営を見通すことが難しくなっている。また、中山間地域等では、農地の集積・集約化や大規模化による経営改善に限界があり、高齢化による労働力不足も深刻化している。林業においても、特用林産物の生産を含む林業の担い手の確保や資材価格の高騰、森林整備の遅れ等の課題を抱えている。さらに漁業においては、海水温の上昇や魚種・漁場の変化等によって、従来の操業や経営の継続が困難となる地域が生じている。

このように、我が国の農林水産業は、極めてぜい弱な構造にあることを再認識する必要がある。

2. 農林水産業の持続可能性確保と食料供給を支える町村の役割

こうした状況を踏まえれば、食料自給率の向上を図る上で、まず重視すべきは、農林漁業者が安心して生産を継続でき、家族の生活を支え、次世代に経営を継承できる環境を整えることである。その上で、生産コストを踏まえた適正な価格形成や経営安定対策、生産性の向上、省力化、担い手の確保・育成等を総合的に進め、再生産可能な所得を確保しなければならない。

同時に、食料は、生産された農林水産物が加工・流通を経て消費者に届けられることによって、国民の暮らしを支えている。このため、農林漁業者の経営を支える生産段階の政策支援を基本としつつ、加工・流通体制の整備や国産農林水産物の需要拡大、消費者の理解促進までを一体的に進める必要がある。

そもそも、農林水産業は、単に食料を生産するだけの産業ではない。農地や森林、漁場等を適切に維持・管理することを通じ、水源の涵養や自然資本の管理、生物多様性の保全、防災等の国土保全に寄与し、さらには、美しい景観の形成やコミュニティや文化の継承等の役割を担っている。

農林水産業を守ることは、我が国の国土と地域社会を守ることでもあり、その維持は国家的な責務である。

しかし、我が国のカロリーベースの食料自給率は、令和７年度で37％と極めて低い水準にある。「食料安全保障の確保」を掲げる中、国が目標とする「2030年度45％」の達成に向け真剣に取り組むことが求められている。

こうした中、全国町村会が、統計データの揃う令和５年度における町村部の食料自給率を推計したところ153％となり、市部の推計値である28％を大きく上回っていることが判明した。

我が国の総人口に占める町村人口の割合は８％であるが、町村は自らの住民の食料を賄うだけでなく、都市部を含む国民全体への食料供給に重要な役割を果たしている。

3. 国と自治体の連携による農林水産政策の再構築

食料生産を支える町村の農林水産行政は、職員不足と事務負担の増大という「人的課題」と、地域の実情に十分対応できているとは言い難い制度や仕組みという「政策的課題」に直面している。

ついては、国が全国的な食料安全保障の確保と農林水産業の維持・強化に責任を持つことを基本としつつ、国と町村の連携のもとで、町村が地域の実情に応じた取組を進められる政策体系へ転換する必要がある。

今こそ、農林漁業者の経営と暮らしを守り、担い手を確保し、農林水産業を将来にわたり持続可能なものとすることを基本理念に据え、食料自給率の向上と農山漁村の維持・振興を一体的に推進しなければならない。



このような認識のもと、全国町村会は、以下の事項について提言する。

食料自給率の向上と地域の実情に即した農林水産政策の再構築に向けた８つの提言

提言１　食料自給率の向上を国家的な戦略目標として明確に位置付け、国内生産体制を抜本的に強化すること

(1) 食料自給率の向上を、我が国の食料安全保障政策上の重要な戦略目標として明確に位置付け、農地や農業水利、森林や林道、漁場や漁港等の生産基盤と、それを支える農林漁業者や地域社会を将来にわたり維持するための施策を抜本的に強化すること。

(2) 農林漁業者が将来に展望を持ち、安心して生産を継続できるよう、生産コストを踏まえた適正な価格形成を推進するとともに、価格・収入の大幅な変動に対応する経営安定対策を充実し、家族の生活を支え、次世代への経営継承を可能とする「再生産可能な所得の確保」を実現すること。

(3) 農林漁業者の高齢化や担い手不足に対応するため、新規就業者等の後継者の確保・育成、経営継承への支援を強化するとともに、スマート農林水産業の導入、機械・施設の共同利用、作業受託組織の育成等により、労働負担の軽減と生産性の向上を図ること。

(4) 中山間地域等については、農地の集積・集約化や経営の大規模化が困難な実情を踏まえ、小規模・家族経営を含む多様な農業者が継続的に営農できるよう、地域の実態に応じたきめ細かな支援を講じること。

(5) 有機農業をはじめとする環境と調和した農業や地域資源を活かした多様な農林水産業の展開を支援し、若者や新規就農者が農林水産業に魅力と可能性を見いだせる環境を整備すること。

(6) 輸入依存度の高い麦や大豆、飼料作物等については、地域の条件に応じた生産拡大を図るとともに、主食用米を含め、水田・畑地等の農地を最大限活用して国内生産を拡大すること。その際、単に作付面積や生産量の拡大を求めるのではなく、生産性の向上や農地の集積・集約化、排水対策等の基盤整備、加工・流通体制等の整備を一体的に進めること。

(7) 飼料作物の生産拡大、耕畜連携、放牧等を推進し、輸入飼料への依存度を低下させること。

(8) 原料の殆どを輸入に頼る化学肥料や野菜の種子等の生産資材については、堆肥や

未利用資源の活用等、持続可能で資材自給率を高める営農体系への移行支援を推進すること。

(9) 水産業については、海水温の上昇、魚種や漁場の変化、海洋環境の悪化等に対応するため、資源管理や漁場環境の保全・再生、藻場・干潟の保全、養殖業の振興、漁港・加工・流通施設の整備等を総合的に推進すること。

(10) 島しょ地域や沿岸漁業地域において、漁業者が安定的に操業を継続できるよう、地域の実情に即した支援を強化すること。

(11) 学校給食をはじめとする公共調達や食品産業等における国産農林水産物の利用拡大、地産地消、米・米粉等の需要拡大を進め、生産から消費までを通じた国産農林水産物の安定供給と需要の確保を図ること。

提言２　国と自治体が共に政策をつくる「スクラム型政策形成」へ転換すること

(1) 国が制度を設計し自治体が執行する一方向の関係から、国と自治体が政策形成の早い段階から地域課題と現場の知見を共有し、相互に連携･協力して政策を形成･改善する「スクラム型政策形成」へ転換すること。

(2) 特に、農林漁業者が直面する経営上の課題や、担い手不足、農地・森林・漁場の維持管理等について、現場の声を政策形成へ的確に反映させる仕組みを構築すること。

(3) 食料自給率の向上については、国が全国的な目標を示す一方、地域ごとに農業構造や農地条件、漁場環境等の生産条件や生産品目等が大きく異なることから、地域の実情に即した取組を進められるようにすること。

(4) その際、国が食料安全保障の確保に責任を持ち、都道府県が専門的・技術的支援や広域調整を担い、市町村が地域の農林漁業者や関係団体との連携を図る等、それぞれの役割を明確にすること。

(5) 農林水産省と全国町村会等の首長の連合組織が継続的に意見交換する場を設け、地域で得られた成果や課題を国の政策形成に反映すること。

提言３　５～10 年を見通す安定的な農林水産政策を確立すること

(1) 自治体や農林漁業者が中長期的な展望を持ち、生産活動をはじめとした地域づくりに取り組めるよう、政策立案に当たっては、５～10 年程度を見通した安定的な枠組みとすること。

(2) とりわけ、農林漁業者が将来にわたり生産を継続できるよう、経営安定対策や担い手の確保・育成、生産基盤整備等について、中長期的な支援の方向性と必要な財源を明確にすること。

(3) 食料自給率の向上に貢献し得る麦や大豆、飼料作物等の生産拡大や作付転換、新たな生産技術の導入、経営継承等について、農業者が安心して投資や経営判断を行うことができる環境を整備すること。

(4) 制度を変更する場合には十分な移行期間を設け、自治体や生産者の負担を軽減するとともに、地域の生産活動に混乱を生じさせないよう、十分に配慮すること。

提言４　地域の実情に即した「試行型・順応型」の政策を段階的に取り入れること

(1) 農林水産政策の中には、全国一律の詳細な基準や事前審査を中心としたもののみならず、地域の実情に応じて自治体が一定の裁量を持ち、試行や検証、改善を繰り返すものに転換した方が有効なものもあると考えられる。このため、国が基本的な政策目的や支援基準、必要な財源を確保することを前提として、地域の判断による柔軟な取組を可能とする「試行型・順応型」の政策を段階的に導入すること。

(2) その際、すべての自治体へ一律に新たな政策形成や事業執行を求めるのではなく、自治体の職員体制や専門人材の確保状況等を十分に踏まえ、実施を希望する地域から試行的に導入し、成果や課題を検証しながら普及を図ること。

(3) また、都道府県による専門的・技術的支援や広域的な調整、複数市町村の連携、外部専門人材の活用等を組み合わせ、町村に過度な負担や責任が集中しない仕組みとすること。

(4) 食料自給率の向上についても、水田地帯や中山間地域、畑作地帯、酪農・畜産地域、園芸産地、沿岸・島しょ地域等の特性を踏まえ、地域が生産基盤の維持、担い手確保、生産拡大等に関する取組を選択できるようにすること。

提言５　補助金・交付金制度の「地域化」を段階的に推進し、地域の実情に応じた取組を支援すること

(1) 補助金や交付金については、国が詳細な使途や手続を定める仕組みを見直し、地域が自らの課題に応じて柔軟に活用できる「地域化」を推進すること。
その際、所得確保や経営安定対策等、国が責任を持って実施すべき基幹的かつ全国共通の支援制度については、維持・充実を図り、地域の実情に即した対応が必要な施策について、地域の裁量を拡大すること。

(2) 農林漁業者の経営継続や担い手確保、農地・森林・漁場の保全、生産基盤整備、加工・流通・販売等について、地域が必要な取組を組み合わせて実施できる包括的な財政支援の仕組みを構築すること。
(3) この点については、全国町村会がこれまで提唱してきた「農村価値創生交付金（仮称）」の考え方を踏まえ、食料供給機能をはじめとする農山漁村の公益的価値を適切に評価し、その維持・向上に取り組む地域を安定的に支援する制度とすること。
(4) 制度の導入に当たっては、自治体の事務処理能力や専門人材の確保状況等に配慮し、都道府県等による支援や広域連携、モデル事業の実施等を通じて、段階的に取組を拡大すること。
(5) 申請様式、審査、実績報告、調査・照会等の共通化・簡素化及びデジタル化を徹底し、自治体職員が農業者との対話や地域課題の解決、政策形成に力を注ぐことのできる環境を整備すること。

提言６　財政支援の「脱単年度化」と複数年度支援を確立すること

(1) 農林漁業者の経営継承や担い手育成、農地・森林・漁場の保全、生産方法の転換、地域資源管理、地域づくり等は、成果を得るために中長期的な取組が必要である。
(2) このため、こうした取組については、単年度予算を前提とした財政支援から、複数年度にわたる安定的な支援を可能とする方策を検討すること。
(3) 特に、農林漁業者が機械や施設整備、経営改善、後継者育成等に計画的に取り組めるよう、支援の継続性と予見可能性を高めること。
(4) 一方、事業量や支出時期をあらかじめ見通すことが困難な事業については、基金方式等の活用も検討すること。

提言７　町村の農林水産政策を「食料安全保障を支える基盤」と位置付け、その強化を図ること

(1) 食料自給率及び食料自給力を向上させるためには、農林漁業者への支援だけでなく、政策を総合的に進める町村の執行体制の強化が不可欠である。
(2) 多くの町村では、職員数の減少や専門人材の不足、法令等で定められた事務や補助金・交付金に係る事務負担の増大等により、新たな政策課題に対応する余力が乏しくなっている。
(3) このため、国は、町村の農林水産行政を食料安全保障と国土保全を支える重要な

基盤として位置付け、必要な財政措置と人的支援を講じること。

(4) 専門的・技術的支援や人材派遣、複数市町村による広域的な人材確保、外部専門人材の活用等を促進し、町村の規模や実情に即した政策実施体制を構築すること。

(5) 特に、農林漁業者の高齢化や担い手不足が深刻な地域において、地域の生産活動を支える組織や人材の確保、作業等の省力化、農地・森林・漁場の維持管理等を、国、都道府県及び市町村が連携して支援すること。

(6) さらに、政策評価については、短期的な事業量等のアウトプットだけでなく、生産量の増加や生産資源の維持、担い手の確保、住民参加、地域内外の連携等、中長期的な成果とその実現に至るプロセスを重視する仕組みへ転換すること。

提言 8　農林水産業と農山漁村を国民全体で支える国民的コンセンサスの形成を図ること

(1) 食料自給率の向上と農林水産業の持続可能性の確保は、農林漁業者や農山漁村だけの課題ではなく、国民全体で取り組むべき国家的な課題である。

(2) 農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給のみならず、国土の保全、水源の涵養、自然環境や生物多様性の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、国民生活を支える多面的・公益的な役割を果たしている。

(3) これらの価値は、都市部を含む国民全体が広く享受しているものであり、農山漁村の維持・存続そのものが、我が国の持続可能な発展に不可欠であることについて、国民的理解を深めること。

(4) 国内で食料を生産し続けるためには一定のコストを要する。その負担を生産者だけに求めるのではなく、国民全体が享受する恩恵に応じて、社会全体で適切に支えていくという認識を醸成すること。

(5) また、農林漁業者が適正な所得を確保し、安心して暮らし、子育てをし、次世代に経営を継承できることが、国内生産基盤の維持と食料の安定供給につながるという理解を拡げること。

(6) このため、生産コストを踏まえた適正な価格形成と消費者の理解促進を進めること。併せて、農林水産業の重要性を含めた食育の徹底や、企業や団体、教育機関等との連携を通じて、国産農林水産物を積極的に消費することの意義や価値を深めるとともに、農山漁村の多面的な役割に対する理解を拡げること。

(7) このほか、国土の約７割を占める森林の保全・管理を担う森林・林業の役割についても、その公益的機能が広く国民全体の暮らしを支えていることを積極的に発信すること。

(8) 以上述べてきたように、農林水産業や農山漁村への関心を高めることは、担い手

の確保や、移住・定住の促進、関係人口の増加を図る上でも極めて重要であることから、全世代に対する教育や広報・啓発活動等を通じた国民的コンセンサスの形成を図ること。



おわりに ― 国と町村の共創へ

本提言が目指すものは、単に食料自給率の数値を高めることや、自治体の財源・裁量の拡大のみを求めることではない。

目指すべきは、農林漁業者が将来に展望を持ち、安心して生産を継続できる環境を整え、次世代の担い手を確保するとともに、国民への安定的な食料供給と、その基盤である農山漁村を将来にわたって維持することである。

農林水産業は、食料を供給するだけでなく、国土の保全や自然資本の管理、地域社会の維持など、我が国の存立に関わる重要な役割を担っている。こうした価値を次世代に継承することは、国と町村、そして国民全体の責務である。

そのためには、国が食料安全保障と農林水産業の維持・強化に責任を持ち、町村が地域の実情に応じた政策を選択し、実践できる持続可能な政策体系を構築しなければならない。

国は町村を単なる政策の「実施主体」と捉えるのではなく、我が国の食料安全保障と国土保全を支え、農林水産政策を共につくる「パートナー」として位置付ける必要がある。

一方、町村の側も、地域の農林漁業者や関係団体、住民等と連携し、地域の実情に応じて農林水産業の持続可能性を高める取組を進めていかなければならない。

何よりも重要なことは、繰り返しになるが農山漁村は、食料を生産するためだけに存在するものではないことである。そこには人々の暮らしがあり、長い歴史の中で培われてきた文化や伝統、自然と共生してきた営みがある。農山漁村の価値を生産性や経済合理性のみで判断することなく、その存在自体が我が国の豊かさと多様性を支える重要な基盤であるとの認識に立ち、農山漁村の持続可能性を確保することを政策の基本に据える必要がある。

「国がつくり、町村が実施する体制」から、「国と町村が共に創り、地域から我が国の食料と国土を支える体制」へ。

全国町村会は、国と町村が真のパートナーとして農林水産政策を再構築し、都市と農山漁村が共に支え合う「都市農山漁村共創社会」の実現に向けて取り組むことを提言する。

以　上

提言作成協力者（順不同）

小田切徳美 氏（明治大学）・神井弘之 氏（日本大学）・嶋田暁文 氏（九州大学）

町村部の食料自給率（カロリーベース）について

我が国の食料自給率（カロリーベース）は、37%（令和７年度）と最低水準にある。

このような中、都道府県別の公表にとどまる自給率データについて、町村部における食料自給率（カロリーベース）を、作物の統計データが揃う令和５年度をもとに、農林水産省が公開している「地域食料自給率計算シート」を用い全町村分を算出した後、これを集計した。

ただし、計算シートに入力する生産量については、市町村別のデータが、未整備となっているものがあることから、生産面積割合等から生産量を算出した。さらに、非公開の品目も複数あった。このため、**生産実績はあるが、統計に反映されないため過少評価されている可能性が大きい**。

以上のことから、本データについては、「全国町村会推計」としている。

●日本全体の食料自給率　38%（令和５年度）

▶ 町村部における食料自給率 153%

・市部における食料自給率　27.7%（推計）

$$\text{市部自給率} = \frac{\text{全国自給率38} - \text{町村自給率153} \times \text{町村人口割合0.082}}{\text{市の人口割合0.92}} = 27.7(\%)$$

▶ 町村は圧倒的に高い食料自給率

町村の農林水産業は極めて重要、
自給率向上に向け抜本的な強化が必要

町村部の食料自給率・カロリーベース（R5年度）

R8年9月全国町村会推計

都道府県	都道府県自給率	**町村部自給率**	総人口	町村人口	人口割合
北海道	213	**916**	5,044,825	876,446	17%
青森県	123	**174**	1,185,767	262,969	22%
岩手県	109	**145**	1,153,900	201,471	17%
宮城県	75	**120**	2,224,980	334,161	15%
秋田県	202	**600**	907,593	82,198	9%
山形県	148	**257**	1,012,355	195,391	19%
福島県	79	**139**	1,771,314	349,611	20%
茨城県	69	**92**	2,848,597	257,042	9%
栃木県	73	**119**	1,904,173	229,274	12%
群馬県	34	**64**	1,907,976	278,268	15%
埼玉県	10	**10**	7,374,294	474,897	6%
千葉県	25	**120**	6,311,579	191,556	3%
東京都	0	**0 （0.03）**	14,002,534	77,761	1%
神奈川県	2	**3**	9,202,559	287,221	3%
新潟県	114	**155**	2,110,754	70,983	3%
富山県	77	**164**	1,008,536	78,893	8%
石川県	48	**84**	1,098,121	136,422	12%
福井県	66	**87**	746,690	88,302	12%
山梨県	20	**12**	801,056	119,294	15%
長野県	55	**74**	2,012,399	397,485	20%
岐阜県	27	**33**	1,951,292	293,784	15%
静岡県	16	**10**	3,575,704	217,182	6%
愛知県	12	**21**	7,483,755	401,345	5%
三重県	41	**66**	1,741,266	215,688	12%
滋賀県	49	**97**	1,405,246	73,856	5%
京都府	12	**34**	2,472,013	124,189	5%
大阪府	1	**9**	8,771,961	172,547	2%
兵庫県	16	**38**	5,393,607	241,620	4%
奈良県	15	**14**	1,303,867	269,296	21%
和歌山県	29	**43**	901,193	190,706	21%
鳥取県	60	**99**	534,003	134,600	25%
島根県	66	**188**	642,590	62,173	10%
岡山県	37	**89**	1,835,478	106,969	6%
広島県	23	**56**	2,728,771	170,277	6%
山口県	31	**37**	1,292,956	48,848	4%
徳島県	42	**33**	700,409	179,554	26%
香川県	34	**38**	939,965	143,494	15%
愛媛県	38	**63**	1,296,359	117,176	9%
高知県	47	**75**	664,863	116,196	17%
福岡県	21	**31**	5,086,957	596,905	12%
佐賀県	102	**136**	794,252	137,176	17%
長崎県	43	**23**	1,274,371	135,835	11%
熊本県	62	**81**	1,716,360	330,065	19%
大分県	47	**62**	1,102,102	51,650	5%
宮崎県	64	**84**	1,048,347	168,021	16%
鹿児島県	81	**460**	1,558,920	166,219	11%
沖縄県	30	**49**	1,484,081	351,474	24%
全国	38	**153**	124,330,690	10,206,490	8%

推計方法

【1】

農林水産省が公開している「地域自給率計算シート」により全町村（926 町村）の自給率を算出。

【2】

入力品目（生産量）

①米、②小麦、③大麦、④はだか麦、⑤雑穀、⑥かんしょ、⑦ばいれいしょ、⑧大豆、⑨その他豆類、⑩野菜、⑪みかん、⑫りんご、⑬その他果実、⑭牛肉、⑮豚肉、⑯鶏肉、⑰その他肉、⑱鶏卵、⑲生乳、⑳魚介類、㉑海藻類、㉒てんさい、㉓さとうきび、㉔きのこ類

【3】

都道府県ごとの町村部自給率は、町村部全体の自給率の寄与度を反映させるため、以下の算式により町村部人口を加重し算出した。

$$\text{町村部自給率} = \frac{\Sigma\,(\text{町村別食料自給率} \times \text{町村人口})}{\Sigma\,\text{町村人口}}$$

留意点

【1】

「地域自給率計算シート」に入力する各農産品目のうち、市町村別の生産統計が公開されていないものについては、栽培面積割合等から生産量等を推計した。

【2】

果樹や畜産物などは、著名な生産地であっても非公開扱いのデータが極めて多く、実態よりも過少に算出されている可能性がある。

分析結果

1. 町村部の食料自給率は、都道府県全体より圧倒的に高い

① 47 都道府県のうち、

・町村部自給率 ＞ 都道府県自給率：40 道府県

・同じ：2 都県（埼玉県、東京都）

・町村部自給率 ＜ 都道府県自給率：5 県

となった。

②ほとんどの地域で町村部が都道府県平均を上回っており、食料生産を町村部が強く支えていることが読み取れる。

2. 特に北海道・秋田・鹿児島で町村部の突出が顕著

都道府県	都道府県	町村部	差
北海道	213%	916%	+703 pt
秋田県	202%	600%	+398 pt
鹿児島県	81%	460%	+379 pt

①これらの地域は、町村人口が必要とするカロリーの約 4 ～ 9 倍に相当する食料を生産している計算になる。

②町村は自らの住民の食料を賄っているというだけではなく、都市部を含む全国への食料供給地域として機能していることを表している。

3. 農業県だけでなく、都市的な府県でも町村部の自給率が高い

例えば、

・千葉県：25% → **町村部 120%**

・京都府：12% → **34%**

・大阪府：1% → **9%**

・兵庫県：16% → **38%**

・岡山県：37% → **89%**

・広島県：23% → **56%**

となっている。

都市府県でも、町村部が農業生産基盤を集中的に担っている。

4.「人口は少ないが食料生産を担う」という町村の構造が見える

総人口：約 1 億 2,433 万人

・町村人口：約 1,021 万人

・町村人口割合：**8%**

・全国食料自給率：38%（R5 年度）

・**町村部自給率：153%**

○総人口の約 8%しか居住していない町村部に、人口規模を大きく上回る食料生産機能が存在している。

5. 一方、町村部が県平均を下回る県もある

・山梨県：20% → 12%

・静岡県：16% → 10%

・奈良県：15% → 14%

・徳島県：42% → 33%

・長崎県：43% → 23%

これらについては、単に「町村部の農林水産業が弱い」と見るのではなく、市部に主要な農業生産地域が含まれている、あるいは、町村部に山林等が多い、農林産物の品目構成がカロリーベース自給率に反映されにくい等、地域構造を個別に確認する必要がある。

ま と め

1．我が国の町村は、全国人口の約 8%が暮らす地域でありながら、カロリーベースの食料自給率は約 153%に達し、市部に比べ圧倒的に高い自給率を誇る。

2．さらに、47 都道府県のうち 40 道府県で町村の自給率が都道府県全体を上回っている。これは、町村が単なる人口規模では捉えることのできない食料供給機能を担い、都市住民を含む国民全体の食料安全保障を支えていることを示している。

3．「人口減少地域だから政策資源を縮小する」という考え方ではなく、人口とは別に国土保全・農業生産・食料供給機能から町村の重要性を評価し、抜本的な対策を講じるべき。

【問合せ先】

全国町村会経済農林部　keinou@zck.or.jp

100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35